○総務省令第四号

律

(平成二十八年

法律第三十二号)

 \mathcal{O}

施

行

に

伴

V.

並

び

に

独立

行

政法

人通

則

法

平

成

+

__

年

法律

第

百三号)

玉 $\frac{1}{2}$ 一研究開 発法 人情 報 通 信 研究機構 法及び特定通信 放送開 発事業実施円滑化法 。 の 一 部を改正する等の法

第二十八条第二項 \mathcal{O} 規定に基づき、 並 び に 同 法及び 国立 研究 開 発法 人 情 報 通 信 研 究機 構 法 平 成 + 年 法 律

第百六十二号)を実施するため、 国立 研 究開発法 人情報通 信 研 究機構 の債務保証 業務、 出資業務及び利子 **,** 補

利子 補 給業 務 に係 る 財務及び会計に関 する省 令 の一部を改正す る省令を次の ように定め る。

平成二十八年五月三十一日

給業務に係る業務

運営に関する省令及び

国立

研

究開

発法

人情

報

通信

研究機

構

 \mathcal{O}

債

務保証業務

出資業務及び

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

国立 研 究開 発 法 人情 報 通 信 研 究 機 構 \mathcal{O} 債 務保 証 業 務、 出資業務及び)利子: **,** 補 給業 務 12 係 る業 務 運 営 に 関

する省令及 び 玉 <u>T</u> 研 究開 発 法 人 情 報 通 信 研 究 機 構 \mathcal{O} 債 務 保証業 務、 出資業務及び 利子補給業務に係る

財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国 | | | | | | 究開 発法 人情報通信研究機構の債務保証業務、 出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関す

る省令の一部改正)

第一 条 玉 <u>\frac{1}{12}</u> 研 究 開 発 法 人情 報 通 信 研 究機 構 \mathcal{O} 債 務保 証 業務、 出 「資業務」 及 び 利 子 補給業務に係 でる業務! 運 営に

関 する省令 (平成十六年財 務省省 令第一 号) 0) 部 を次のように改正する。

附 則第二 条中 「電気通 信 L基盤. 充実 臨時措置法 (平成三年法律第二十七号) 第六条第一号」 を 「通信

放

送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。

附 則第三 条中 第 条第二号中 通 信 放 送 開 発 金 一融関連 業務」 とあ る \mathcal{O} は を 「 第 条第二号、 第二

条 か ら第六条ま で、 第八条及び 第九 条中 通 信 放送 開 発 金 一融関 連業務」 とあ るのは、 に、 電 気 通 信

基 盤 充実 臨 時措置法 平 成三年法律第二十 -七号。 以 下 「電気 通信基盤法」 という。 第六条第 号 を

通 信信 放送 開 発 法 S附則第1 五 条第 項 第 号」 に改め、 と、 第二条、 か ら第六条まで及び 第八条 及 び 第 九条

 \mathcal{O} 規 定 中 通 信 放送 開 発 金 融 関 連 /業務_ とあ る \mathcal{O} は 「通 信 放送 開 発 金 融 関 連 業 務 及 び 機 構 法 附 則 第九

条第二項 に規定す うる業務 (電気通信基盤法第六条第一 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。

」を削る。

国 |立研究開発法 人情報通信研究機構の債務保証業務、 出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に

関する省令の一 部改正)

第二条 玉 <u>\frac{1}{12}</u> 研 究 開 発 法 人情 報 通信 研究機構 の債 務保 証 業務、 出資業務及び利子 補給業務に係 る財 務及び会

計 に 関する省令 (平成十六年財務省令第二号) の <u>-</u> 部を次 \mathcal{O} ように し改正する Ź。

附 則第二条中 (電気通信基盤充実臨時措置法 平 成三年法律第二十七号。 以 下 「電気通信基 湿盤法」 لح

1 う。 第六条第 一号に 掲げる業務及びこれに附 帯す る業務 に限る。 が」を (特定 通 信 放 ※送開 発 事

業実施 円 滑 化 法 附 則 第 五 条 第 項 第 号に掲げる業務 及びこれ に 附 帯す る業務 E 限 る。 が に 改

第一 条中」 の下に _ 伞 成二年法律第三十五号)」 とある のは 平 -成二年 法律第三十五号。 以下この

条 から第十七条までにおいて 通 信 ・放送開発法」という。)」と、 __ を加え、 「(電気通信 基盤 充 実臨

時 措 置法 平 -成三年: 法律第二十七号。 以 下 「電気通 信基盤法」 という。) 第六条第一号に掲げ る業務 及び

これ に附 帯 す る業 然に限っ る。 _ を (通 信 放送 開 発 法 附 則 第 五. 条 第 項 第 号に 掲 げ る業務及 びこ

れ に 附 帯 す る業 務 に限る。 に、 万及び 第五条」 を 第四 条 及び第六条」 に、 「電気通信基盤 法第

六条第一 号 を 「通信 ・放送開発法附則第五条第一項第一号」 に改める。

この省令は、公布の日から施行する。